

### 3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し

● 下表の要件を満たす場合、指定の取消しになる。

要件		提出書類	提出期限
①	事業活動の廃止又はその全部の 休止	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ③検証結果報告書(上記②に対して検証したもの)	廃止又は休止した日から30日以内(当該廃止又は休止が4月1日から同年8月末日までの期間に行われた場合にあっては、当該廃止又は休止の日の属する年度の9月末日まで)に提出 (例)2016年5月1日に廃止 ⇒2016年9月末日までに提出 2016年11月1日に廃止 ⇒2016年12月1日までに提出
②	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ③検証結果報告書(上記②に対して検証したもの)	原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満となった年度の翌年度の9月末日までに提出 (例)2015年度が1,000kL未満 ⇒2016年9月末日までに提出
③	原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ③検証結果報告書(上記②に対して検証したもの)	原油換算エネルギー使用量が3か年連続して1,500kL未満となった最後の年度の翌年度の9月末日までに提出 (例)2013~2015年度が1,500kL未満 ⇒2016年9月末日までに提出
④	前年度に中小企業等が1/2以上所有	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 (届出の日の属する年度の前年度分) ※②の検証は原則不要。但し、削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」以外を選択した場合は必要。 ③中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	中小企業等が1/2以上所有していた年度の翌年度の9月末日までに提出 (例)2015年度に中小企業等が1/2以上所有 ⇒2016年9月末日までに提出
⑤	事業所範囲の変更	『事業所区域変更申請書』他 ※3(12)対象となる事業所 ⑫事業所範囲の変更(手続等)を参照	事業所範囲に変更事象が生じた年度の翌年度以降、申請年度の9月末日までに提出(任意申請) (例)2015年度に事業所範囲に変更事象 ⇒2016年度以降、申請年度の9月末日までに提出

### 3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し(続き)

- 特定地球温暖化対策事業所の指定取消しに係る義務履行について
  - ・ 指定の取消しとなった場合、削減義務期間は下表に示す期間に短縮される。下表の要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能(短縮された期間に対応した義務履行が必要)。ただし、一度選択した削減義務期間の終了年度を決定後に再変更することはできない。
  - ・ 義務履行が確認でき次第、指定(特定)地球温暖化対策事業所の対象から外れる。
- 義務履行期限は、知事が認めた日\*の翌日から起算して180日を経過した日に変更される。

\*知事が認めた日:「削減義務期間及び削減義務量変更通知書」を発行した日

着色部は削減義務期間を示す

状況	削減義務の終了年度	第2計画期間 年度				
		2015	2016	2017	2018	2019
当初	当該削減計画期間の終了年度まで					
↓						
① 事業活動の廃止又はその全部の休止	廃止又は休止があった年度の前年度まで					廃止・休止届出
② 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未滿	選択 1000kL未滿となった年度の前年度まで				1000kL未滿	届出
	1000kL未滿となった年度まで				1000kL未滿	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで				1000kL未滿	届出
③ 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未滿	選択 1500kL未滿3箇年度の最後の年度の前年度まで		1500kL未滿(1年目)	1500kL未滿(2年目)	1500kL未滿(3年目)	届出
	1500kL未滿3箇年度の最後の年度まで		1500kL未滿(1年目)	1500kL未滿(2年目)	1500kL未滿(3年目)	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで		1500kL未滿(1年目)	1500kL未滿(2年目)	1500kL未滿(3年目)	届出
④ 前年度に中小企業等が1/2以上所有	選択 中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで				中小1/2以上所有	届出
	中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで				中小1/2以上所有	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで				中小1/2以上所有	届出
⑤ 事業所範囲の変更	変更を申請した年度の前年度まで					申請

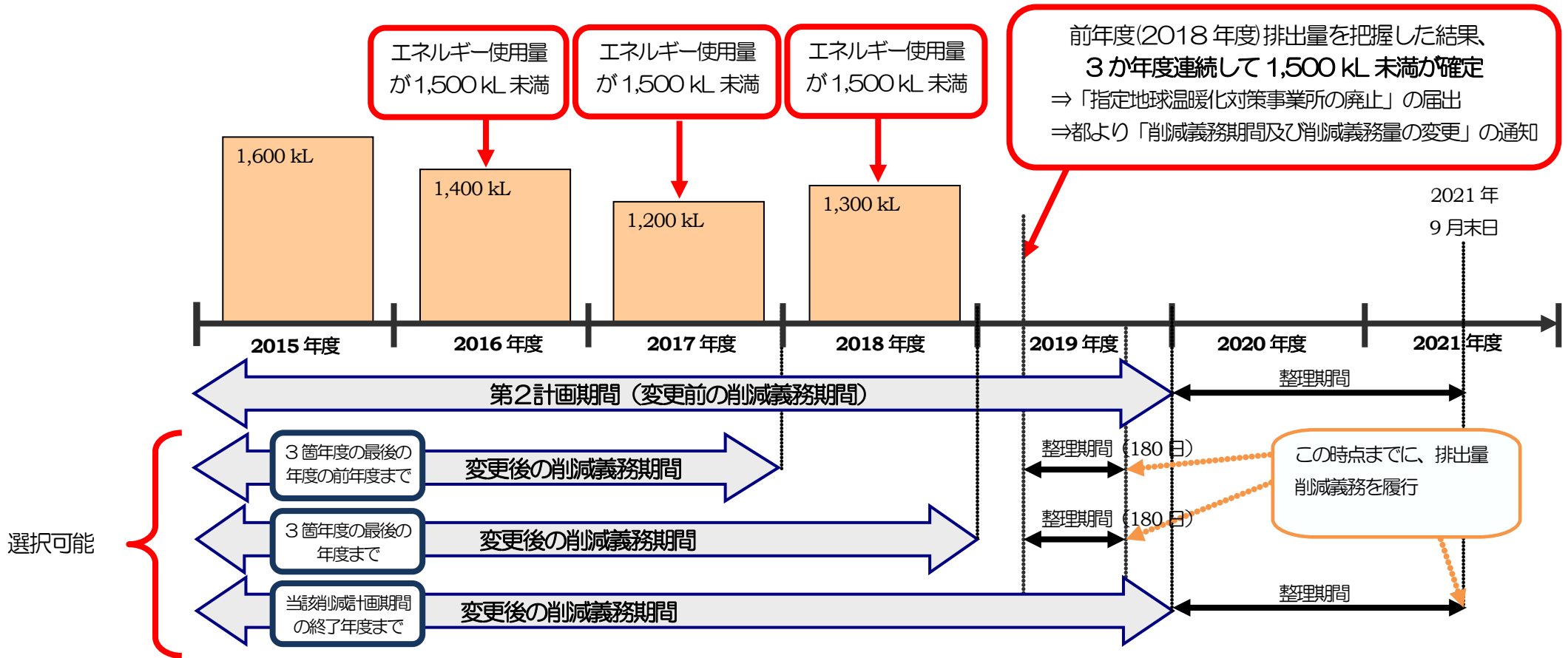
注意1 「①事業活動の廃止又はその全部の休止」に該当した場合で、要件②又は③による終了年度より当該要件①による終了年度が前の年度となるときは、当該要件①による終了年度を優先して適用する。

注意2 「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した事業所において、当該削減義務期間中に要件②又は③に複数回該当した場合には2回目以降の届出は必要としない。

注意3 選択した削減義務期間の終了年度までの間に再び1500kLを超えた場合でも、削減義務期間の終了年度で指定を取り消す。

### 3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し (続き)

■指定取消し 例 (原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未滿の場合)



※削減義務履行期限

指定取消しの要件に該当して削減義務期間の終了年度が変更された場合、「削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日」ではなく、「知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日」に変更される。